# 2018 年度税制改正大綱 資産税関連の主な改正点

Issue 20, March 2018

## In brief

自由民主党・公明党両党が 2017 年 12 月 14 日に決定した平成 30 年度税制改正大綱(以下「2018 年度税制改正大綱」)では、企業オーナー及び富裕層に関連する主な項目として、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の特例の創設、一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し、小規模宅地等の特例の見直し、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設、外国人の出国後の相続税納税義務の見直しが含まれます。

改正法案は2018年2月2日に国会に提出され、2018年度税制改正の内容は2018年3月28日に確定しました。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご留意ください。

## In detail

本ニュースでは、2018 年度税制改正大綱のうち、企業オーナー及び富裕層に影響のある主な改正項目を中心に解説します。

- 1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の特例の創設
- 2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し
- 3. 小規模宅地等の特例の見直し
- 4. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設
- 5. 外国人の出国後の相続税納税義務の見直し



## 1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の特例の創設

非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、従来の制度に加え、中小企業の世代交代を促進するために10年間の特例制度が導入される見込みです。

特例制度においては、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に贈与又は相続若しくは遺贈により、特例後継者(仮称、注1)が、特例認定承継会社(仮称、注2)の代表権を有していた者から、当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その適用要件を満たす限りにおいては、その特例後継者の死亡の日等までその納税が猶予される見込みです。

	現行	改正案
納税猶予対象株式数	発行済議決権総数の3分の2	全ての株式
	に達するまでの株式	
相続時の納税猶予割合	納税猶予対象株式に係る相続	納税猶予対象株式に係る相続税の 100%
	税の80%	
後継者の数	1人	最大3人まで
		(総議決権数 10%以上有する者のみ)
贈与者・被相続人の数	1人(代表権を有していた者)	複数名
		(代表権を有していた者以外の者を含む)
雇用確保要件	雇用確保要件(承継後5年間	雇用確保要件を満たさない場合であって
	の雇用平均8割維持)を満たさ	も、その満たせない理由を記載した書類
	ない場合には、納税猶予の期	(認定経営革新等支援機関の意見が記
	限が確定し、納税猶予は打ち	載されているものに限る)を都道府県に提
	切りとなる	出すれば、納税猶予は継続される
相続時精算課税制度の適用	贈与者:その年1月1日にお	贈与者:現行と同じ
対象者	いて 60 歳以上の者	受贈者:贈与者の推定相続人以外の特
	受贈者:贈与者の直系卑属等	例後継者(その年1月1日において20
	(その年1月1日において20	歳以上の者に限る)も適用対象者になる
	歳以上の者に限る)	
会社の譲渡・解散・合併等の	贈与時・相続時の相続税評価	経営環境の変化を示す一定の要件(注
納税猶予額の減免	額を基に計算した納付税額を	4)を満たす場合には、会社の譲渡・合併
	全額納税	時の対価の額または解散時の相続税評
		価額を基に納付税額を再計算し、当初の
		納付税額との差額は減免される

## (注1)特例後継者

特例後継者とは、特例認定承継会社の特例承継計画(仮称、注3)に記載された当該特例認定承継会社の代表権を有する後継者(同族関係者と合せて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る)であって、当該同族関係者のうち、当該特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者をいう。なお、当該特例承継計画に記載された当該後継者が2名又は3名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者(当該総議決権数の10%以上を有する者に限る)をいう。

#### (注2)特例認定承継会社

特例認定承継会社とは、2018年4月1日から2023年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

#### (注3)特例承継計画

特例承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、 当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

## (注4)経営環境の変化を示す一定の要件

経営環境の変化を示す一定の要件とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

① 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社が赤字である場合

- ② 直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、特例認定承継会社の売上高がその年の前年の売上高に比して減少している場合
- ③ 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の 6 か月分に相当する額以上である場合
- ④ 特例認定承継会社の事業が属する業種の上場会社の株価(直前の事業年度終了の日以前1年間の平均)が、その前年1年間の平均より下落している場合
- ⑤ 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき(解散の場合を除く)

### 2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

一般社団法人等に関する相続税・贈与税について、以下の見直しが行われる見込みです。

(1) 一般社団法人等への財産の贈与にかかる贈与税課税の見直し

個人から一般社団法人等(注 5)への財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の非課税要件のうち、いずれかを満たさない場合 に贈与税等が課税されることとし、規定の明確化が行われる見込みです。

<現行の非課税要件:贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないもの>

- ① 運営組織が適正であるとともに、定款等において、役員等に占める親族等の割合が3分の1以下とする 旨の定めがあること
- ② 特定の者に対し、特別の利益を与えないこと
- ③ 定款等において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国等に帰属する旨の定めがあること
- ④ 法令に違反する事実等がないこと

上記の改正は、2018年4月1日以後に一般社団法人等が贈与又は遺贈により取得する財産にかかる贈与税又は相続税について適用される見込みです。

## (注 5)一般社団法人等

控除することができます。

一般社団法人等とは、一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く)をいう。

(2) 特定の一般社団法人等に対する相続税課税の見直し

特定一般社団法人等(注 6)の役員(理事に限る)である者(相続開始前 5 年以内に役員であった者を含む)が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等の純資産価額を同族役員(注 7)の数で除した金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税が課される見込みです。なお、贈与等により取得した財産について既に贈与税等が課税されている場合には、その金額を相続税から

	現行	改正案
特定一般社団法人等に対する相続税課税	特定一般社団法人等の役員が 死亡した場合であっても、一般 社団法人等への課税はない	以下の要件に該当した場合には、一般社団法 人等に相続税が課される。 【適用要件】 ① 特定一般社団法人等(注 6)に該当すること ② 役員(理事に限る)が死亡すること
		【課税される相続税額】 死亡した役員から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等を個人とみなして相 続税が課される(贈与税等の税額控除あり)。
		遺贈により取得したものとみなされる金額 = 特定一般社団法人等の純資産額/役員死亡時の同族役員(注7)の数

上記の改正は、2018 年 4 月 1 日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用される見込みです。ただし、2018 年 3 月 31 日までに設立された一般社団法人等については、2021 年 4 月 1 日以後の一般社団法人等の役員の死亡にかかる相続税について適用される見込みです(2018 年 3 月 31 日以前の期間は、「相続開始前 5 年以内のうち合計 3 年以上の期間(注 6 参照)の 1/2 を超える期間」には該当しないものとされます)。

#### (注6)特定一般社団法人等

特定一般社団法人等とは、相続開始直前又は相続開始前5年以内のうち合計3年以上の期間において、同族役員の数が総役員の数の50%超を占めている一般社団法人等をいう。

#### (注7)同族役員

同族役員とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、被相続人の配偶者・3 親等内の親族、その他被相続人と特殊の関係がある者(被相続人が役員となっている会社の従業員等)をいう。

## 3. 小規模宅地等の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、以下の見直しが行われる見込みです。

		現行	改正案
1	被相続人と同居して いない親族の要件の	(イ)被相続人に配偶者及び同居の 相続人がいないこと	(イ)左記の要件と同じ (ロ)相続開始前3年以内に次の者が
	厳格化	(ロ)相続開始前3年以内に自己 (又は自己の配偶者)が所有する家	所有する家屋に居住したことがないこと ・自己又は自己の配偶者
		屋に居住したことがないこと	<u>・3 親等内の親族</u> ・特別の関係のある法人
			(ハ)相続開始時に居住していた家屋を 過去に所有していたことがないこと
2	貸付事業用宅地等 の範囲の縮小	相続開始の直前において、被相続 人等の貸付事業の用に供されてい た宅地等は特例の対象となる。	相続開始前3年以内に貸し付け事業の 用に供された宅地等については、特例 の対象から除外される。(ただし、相続 開始前3年を超えて事業的規模で貸付
			事業を行っている場合を除く)
3	被相続人の居住の 用に供されていた 宅地等の範囲の拡 大	要介護認定等を受けていた被相続 人が老人ホーム等へ入所したことに より被相続人の居住の用に供されな くなった宅地等は特例の対象とな る。	介護医療院(注8)に入所したことにより 居住の用に供されなくなった宅地等に ついても、特例の対象に含める。

上記の改正は、2018年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産にかかる相続税について適用される見込みです。ただし、上記②については2018年4月1日前から貸付事業の用に供されている宅地等については、適用されません。

#### (注8)介護医療院

介護医療院とは、要介護者に対し長期療養のための治療と日常生活上の世話を一体的に提供する新たな介護保険施設をいう。

## 4. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設

文化財保護法の改正を前提に、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度が創設される見込みです。

個人が一定の美術館(注9)と長期寄託契約を締結し、保存活用契約(仮称)の文化庁長官の認定を受けて 特定美術品(仮称、注10)を寄託した場合において、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者(以 下、「寄託相続人」という)が、その長期寄託契約及び保存活用契約に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される見込みです。

		改正案
1	納税猶予税額の 計算	(イ) 寄託相続人が特定美術品のみを相続するものとして計算した相続税額 (ロ) 特定美術品の課税価格の 20%のみを相続するものとして計算した相続税額 (ハ) (イ)-(ロ)=納税猶予税額
2	猶予税額の免除	寄託相続人が死亡した場合、寄託先美術館に対する寄贈又は自然災害による滅失があった場合には猶予税額が免除される
3	猶予税額の納税	特定美術品の譲渡・滅失・紛失、長期寄託契約の終了、重要文化財の指定解除、 寄託先美術館の廃止等があった場合には、猶予税額及び利子税を納付しなけれ ばならない
4	その他	寄託相続人は、3年毎に、寄託先美術館が発行する証明書を添付した継続届出書 を所轄税務署長に提出しなければならない

#### (注9)一定の美術館

一定の美術館とは、博物館法に規定する博物館又は博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行う者をいう。

#### (注10)特定美術品

特定美術品とは、重要文化財に指定された美術工芸品又は登録有形文化財(建造物を除く)であって世界文化の見地から歴史上、芸術上若しくは学術上特に優れた価値を有するものをいう。

## 5. 外国人の出国後の相続税納税義務の見直し

相続開始時又は贈与時において国外に住所を有する日本国籍を有しない者が、国内に住所を有しないこととなった時前 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年を超える被相続人又は贈与者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税が課されないこととなる見込みです。ただし、当該贈与者が、国内に住所を有しないこととなった日から同日以降2年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において同日までに再び国内に住所を有することとなったときについては、適用されません。

上記の改正は、2018年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産にかかる相続税又は贈与税について適用される見込みです。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

## PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話:03-5251-2400(代表) Email:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

yutaka.y.hayashi@pwc.com

パートナーパートナーディレクター小林 和也遠藤 浩二郎望月 文太03-5251-275203-5251-2443080-3592-6071

<u>kazuya.kobayashi@pwc.com</u> <u>kojiro.endo@pwc.com</u> <u>bunta.b.mochizuki@pwc.com</u>

シニア マネージャーシニア マネージャーシニア マネージャー飯島 哉文塩谷 洋子佐々木 真美080-3592-6448080-3592-6068080-3592-6111saimon.iijima@jp.pwc.comyoko.shionoya@pwc.commami.sasaki@pwc.com

 シニア マネージャー
 マネージャー
 マネージャー

 林 雄高
 仲林 健太郎
 佐藤 大悟

 080-4104-5418
 080-9158-9497
 080-4105-4119

kentaro.nakabayashi@pwc.com

daigo.sato@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。 私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。 詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。

PwC